

(案)

雇 児 福 発 第 号  
平 成 年 月 日

各 都道府県 民生主管部 (局) 長 殿

厚生労働省雇用均等・児童家庭局  
家 庭 福 祉 課 長

平成22年度婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について

標記については、平成 年 月 日厚生労働省発雇児 第 号厚生労働事務次官通知「婦人保護費の国庫負担及び国庫補助について」(以下、「交付要綱」という。)をもって一部改正されたところであるが、今年度の主な内容及び取扱いは次のとおりであるので、事務処理に遺漏のないようにされたい。

第1 平成22年度における交付要綱の主な内容について

1 事務費関係

(1) 心理療法担当職員の配置

ア 婦人相談所一時保護所

1 施設当たり年額 1, 794, 361円 → 1, 794, 410円

[心理療法担当職員(非常勤職員週5日)に係る経費、訪問指導旅費等を算定]

イ 婦人保護施設

1 施設当たり年額

常勤職員配置 5, 329, 840円

常勤的非常勤職員配置 2, 976, 343円

非常勤職員配置 1, 712, 090円

常勤職員であることが望ましいが、常勤化が図られるまでの経過措置として、常勤的非常勤(1日6時間以上かつ月20日以上勤務する非常勤職員、複数の非常勤職員により先の時間数等を満たす場合を含む)及び非常勤職員でも可とする。

(2) 同伴児童対応等指導員雇上費加算

別途定めるところにより、婦人保護施設においても必要に応じ、同伴児童の対応を行う指導員の配置をできることとした。

1 施設当たり年額 (1人配置の場合)	2, 257, 770円
(2人配置の場合)	4, 515, 510円

(3) 非常勤職員雇上費

(ア) 嘱託医	13, 570円	→	同	額
(イ) 年休代替要員費	118, 400円	→	同	額
(ウ) 非常勤調理員等	1, 596, 000円	→	同	額
(エ) 職員健康管理費	5, 690円	→	5, 740円	

(4) 苦情解決対策経費の計上 (各施設一般分保護単価に算入)

1 施設当たり年額	25, 326円	→	同	額
〔第三者委員会の開催に係る経費 (旅費、会議費) を算定〕				

(5) 夜間警備体制の強化

1 施設当たり年額	1, 941, 800円	→	同	額
〔夜間における警備体制を強化するための警備員雇上費を算定〕				

(6) 降灰除去費

1 施設当たり年額	138, 700円	→	139, 330円	
-----------	-----------	---	-----------	--

2 事業費関係の改善

(1) 一般生活費

(ア) 要保護女子分 (入所者1人月額)	54, 600円	→	同	額
(イ) 同伴乳幼児分 (乳児1人月額)	37, 900円	→	同	額
(幼児1人月額)	42, 600円	→	同	額

(2) 冬期加算額

区分	I 区	II 区	III 区	IV 区	V 区	VI 区
婦人施設	8,900円	7,100円	5,400円	4,200円	2,800円	2,200円

(3) 妊産婦加算

妊 婦		産 婦
6 月未満	6 月以上	
9,140円	13,810円	8,490円

(4) 母子加算

加 算 額	2 人目の場合 の 加 算 額	3 人以上 1 人増す ごとの加算額
19,380円	1,560円	770円

(5) 同伴児童経費

同伴児童対応指導員を配置する婦人保護施設が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等に要する経費

当該年度の同伴児保護延人員に日額 180円を乗じた額

3 婦人相談所運営費負担金関係

相談・一時保護同伴児童経費

婦人相談所が自ら行う要保護女子等に同伴する児童の保育及び学習支援等を行う事業に要する経費

当該年度の同伴児保護延人員に日額 180円を乗じた額

## 第2 国庫補助額の算定について

交付要綱の別紙「婦人保護費交付基準」（以下、「交付基準」という。）中、  
〔1区分〕及び〔2種目〕別の国庫補助額の算定に当たっては、次によること。

### 1 一時保護所保護費負担金及び婦人保護施設運営費補助金

#### (1) 取扱定員

婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設の取扱定員は、別紙1「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設取扱定員」によるものとする。

#### (2) 施設事務費算定基準による職員

施設事務費算定基準による職員とは、当該施設において常勤的勤務形態にある専任職員をいうものであり、その定員規模別配置基準は、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」のとおりであること。

なお、指導員については、この限りでないこと。

#### (3) 職員数の充足等

別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」に示す職員数は、施設事務費基準限度額の基礎となる職員数であり、施設入所者の適切な処遇確保の見地からも、最低限必要と考えられる職員数であることから、これを充足すること。

また、直接処遇職員の職種別配置数の弾力的配置等については、昭和38年3月19日厚生省発社第35号厚生事務次官通知「婦人相談所設置要綱」及び平成14年3月27日厚生労働省令第49号「婦人保護施設の設備及び運営に関する最低基準」に示すところにより、円滑適正な実施について十分に配慮されたいこと。

#### (4) 手当の加算

施設事務費算定基準における特殊業務手当、扶養手当、住居手当、通勤手当及び期末勤勉手当の加算は、都道府県条例等に基づき、それらの手当を実際に支給している職員についてのみ算定すること。

#### (5) 特殊業務手当の別に定める額

特殊業務手当の別に定める額については、以下の額とすること。

○主任指導員・指導員

1人月額9,200円に2,500円を加算した額

(6) 非常勤調理員等の賃金の算定

非常勤調理員等の賃金の算定に当たっては、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たしている場合は、年額1,596,000円（ただし、当該基準に該当しない場合においては、日額単価5,320円とし、年額の範囲内において算定して差し支えないこと。なお、この場合算出内訳を必ず記載すること。）を算入すること。

(7) 民間施設給与等改善費

民間施設給与等改善費については、交付基準の〔1区分〕一時保護所保護費負担金〔2種目〕事務費〔3基準額〕の1から7及び〔1区分〕婦人保護施設運営費補助金〔2種目〕事務費〔3基準額〕の2（施設機能強化推進費）を合算した額に民間施設給与等改善費加算率を乗じて得た額とすること。

ただし、加算率については、別に定めるところにより、全部又は一部を減ずることができるものであること。

(8) 指導員加算の適用

施設事務費の算定に当たって、交付基準の表2「指導員1人当たり加算限度額」の適用は、別紙2「婦人相談所一時保護所及び婦人保護施設職員職種別配置基準」を満たす施設であって、配置基準を超えて指導員を配置している施設について、厚生労働大臣が必要と認めた指導員数の範囲内において適用すること。

(9) 中途入退所者の一般生活費の算定

月の途中で入退所した者に係る一般生活費の算定は交付基準に示すとおりであるが、事務簡素化のため1ヶ月を30日として日割計算して差し支えないこと。

なお、各月ごとに算定すること。

(10) 期末一時扶助の支出

期末一時扶助は、年末における需要時に充てられることを目的として支出すること。

(11) 母子加算の支給

母子加算は、養育しなければならない乳児又は幼児を同伴した者について、原則として現金をもって支給すること。

(12) 被服加算の算定

被服加算の算定において、一時保護所は各月収容人員に単価を乗じて算定し、婦人保護施設は各月初日現員に単価を乗じて算定すること。

(13) 社会適応訓練費の支出

社会適応訓練費（婦人相談所一時保護所を除く。）は、入所者に対して生花、和洋裁、料理等の生活、職業の訓練及び情操教育等の費用として支出すること。

2 婦人保護長期収容施設

(1) 事務費の支払方法

事務費の支払方法は、概算払（条例等により概算払により難しい場合は精算払。）とすること。

(2) 事業費の取扱

事業費については、前記（1）に準じて取り扱うこと。

(3) 民間施設給与等改善費の取扱

民間施設給与等改善費については、第2の1の（7）と同様とすること。

(4) 委託契約

委託契約は、原則として別紙3の委託契約準則によらねたいこと。

第3 施設職員の給与支給状況表の作成について

施設職員の待遇、特に適正な給与の支給は、労働力不足下における職員の完全確保を期するためにも極めて重要であるので、別紙4による施設職員の給与支給状況表を少なくとも年2回（4月及び10月）徴する等その事態を把握し、適正な給与改善について指導されたい。